

シンポジウム報告

第二回オンラインシンポジウム （「AIの私法上の法的性質についての一考察」）開催報告

法学研究所長 上田 廣 美

法学研究所は、二〇二三年七月五日オンラインシンポジウムを開催した。同研究所は、二〇二一年に女性専任教員によるSDGsに関連する共通論題「女性」をテーマにしたシンポジウムを開催している。今回はその第二弾として「AI（人工知能）」をテーマに取り上げ、学外研究者の四方藤治氏(1)よりご報告（「AIの私法上の法的性質についての一考察」）をいただき、小倉健裕専任講師（会社法）・田中謙一教授（民法）・春山習専任講師（憲法）・山本高子准教授（刑法）の専任教員四名がコメントーターとして議論を行うシンポジウムが実現した。二時間にわたる研究者レベルの討論が繰り広げられ、この模様を学内外の研究者二〇名以上が視聴参加し、さらに参加者からの意見も提示され、大変実りの多い展開となった。

法学研究所は、『亜細亜法学』の刊行のほか、今後もシンポジウムの開催や共通論題による取り組みを行い、専任教員の研究者としての活躍の場を提供したいと考えている。

シンポジウムの第一弾は、法学部所属の専門科目担当教員二名と共通教育担当教員二名それぞれが共通論題に

つき、本学の刊行する紀要（『亜細亜法学』、『総合学術文化紀要』）に公表した論文を報告し議論する企画であった。今回の第二弾では、報告者として学外の実務家を迎え、法学部の研究者教員がそれぞれの専門分野の視点でコメントを行う企画を試みた。今回報告された論文（四方藤治「AIの私法上の法的性質についての一考察」）は、本シンポジウム開催後刊行された『亜細亜法学』五八巻一号に掲載されている。

いずれのシンポジウムも、『亜細亜法学』をはじめ本学紀要に掲載された論文を軸としており、大学が教育だけでなく研究機関であること、大学教員は教育者だけでなく研究者であること、を再確認する意味をもって企画されている。第三弾のシンポジウムに向けて、法学研究所研究員の皆様には『亜細亜法学』へのご投稿を引き続きお願いしたい。なお、上記の報告者・コメントーターの皆様には資料の準備等大変にご負担をおかけした。法学研究所運営委員の皆様にも配信等でいろいろとお世話になった。ここに、あらためて深く御礼申し上げます。と思います。

以下は、二〇二三年七月五日シンポジウムのコメントと質疑の模様である…

〈コメントーター〉

・小倉健裕専任講師（会社法）「かりにAIが主体となった場合（法的）責任はとれるのか。AIの管理者を免責するために、AIに法人格を付与し権利主体とすることにならないか。AIリスクを保険でカバーする、基金（ファンド）を設置するという議論はあるのか」というコメントに対して、「AIを使うのは企業であり、アルゴリズムを製作するのも企業である。AIを使うこと自体に取締役の善管注意義務があるはずだが、たとえば株価値算定の計算式に使用して算出された結果には責任追及がなされていない。」「AIリスクによる損害賠償の担保とし

て責任財産の保有するためにAIに法人格を与えるべきではない。」という議論があった。

・田中謙一教授（民法）の「四宮和夫博士は法人格の三つの契機（実体的・価値的・技術的）を言及しているが、AIには取引主体としての実体的契機があるのか。独立した財産を保有することでAIは法人化すべきなのか。」というコメントに対して、「かりにAIが取引主体となることで、誰が利益を得るのかにつき結論するのは時期尚早である。たとえば自動運転における衝突回避のAIの判断プロセスはきわめて功利的である。人間の価値判断とは単なる功利性だけでなく総合的であり哲学的である」という議論があった。

・春山習専任講師（憲法）の「法人という概念自体、きわめて政策的・技術的なものなので、AIに法人格を付与することは可能であろうが、法人格を有することは憲法上の権利を享有することではない。人間の自律性は選択と判断であるが、AIはそうした「自律性」を持つのか」というコメントに対して、「AIに対し損害賠償の執行を担保する責任財産を確保するために法人格を付与しなくても、保険制度で救済できる。また、プログラムの想定範囲を越えて、目的を組み替えて動作する、いわゆる生成AIには自律性があると思われる」という議論があった。

・山本高子准教授（刑法）の「刑事法学ではロボットは刑事責任の主体になれないとするのが多数説。AIが自由意思で行動を行ったとして、処罰することは現行の刑法典では難しい。すでに、AIが実装された自動運転システムにおいて、かりに運転者がスマホを閲覧していても免責されている。AIが法人格をもったとしても、刑

法はそもそも法人処罰には積極的ではない。」というコメントに対し、「米国には、ステート・オブ・アーツ、有用なものを付度する、つまり先端技術の開発者保護の考え方がありと思われる。」という議論があった。

〈フロア〉

・木原浩之教授（民法・契約法）の「電子商取引に関し米国ではコンピューターは契約主体になれるかという議論があったが、伝統的立場から、コンピューターはATMや自販機同様、契約の一方の当事者が用いる道具として処理した経緯がある。」また「AIと契約主体を分離して、法人として擬制するというフィクションにさらにフィクションを重ねてはならないと思われる」というコメントに対し、「契約当事者間でAIの利用に承諾がなく一方が本人による行為と信じた場合や、AIが外見上の契約当事者になっているがAI設置者が真正な契約者であったとき、まさに表見法理の問題が生じると思う」とした。

・柴崎暁早稲田大学教授（商法）より、AI取締役の議論につき「会社の機関は自然人が構成員となる。持分会社の場合も業務執行者が法人であっても、自然人の常任代理人がいる。欧米諸国には法人取締役制度があるが、自然人がその法人を代表して常任者として取締役の地位にある。そうした法人取締役の責任は自然人である常任者が負うのではないか。」というコメントに対し、「（四方氏自身の経験により）日本企業である親会社を代表して（オランダ法上の）法人取締役としてオランダの子会社の取締役に就任した場合、自然人取締役と同様の義務と責任があったと記憶する」とした。

以上

(i) しほう・とうじ氏。一九七七年京都大学法学部卒、日産自動車（株）入社。同社で海外勤務・コーポレートプロジェクトメンバーとしてM&A案件を担当。二〇一一年早稲田大学ファイナンス研究科修了。二〇二〇年早稲田大学法学研究科研究指導修了退学、博士（法学）。二〇一九年度から二〇二二年度まで本学法学部非常勤講師（会社法Ⅱ担当）。現在は、早稲田大学ビジネスファイナンス研究センター招聘研究員、大東文化大学非常勤講師、国際商事研究会理事。